(3)　河道閉塞による湛水
緊急調査の結果に基づき、河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域の地形等の状況を基に湛水による被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、湛水位等を基に湛水による被害が想定される時期を明らかにする。

2　土砂災害緊急情報の通知及び周知
都道府県知事又は国土交通大臣は、1により作成した土砂災害緊急情報を、都道府県知事にあっては関係する市町村長に、国土交通大臣にあっては関係する都道府県知事及び市町村長に書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法又は電子メールを送信する方法により通知するとともに、報道機関、インターネット等を通じて一般に周知する。
なお、土砂災害緊急情報の通知及び周知は、住民等の避難の状況、避難に要する時間、土砂災害が想定される時間帯等を考慮し、適切な時機に行うことが重要である。また、住民の自主的な備えを促し、市町村長による避難勧告等の措置と相まって円滑な避難に資するため、住民等が適切な時機に、より確実に情報を入手できるよう、周知の方法に配慮することが必要である。

3　その他緊急調査により得られた情報の随時提供
都道府県知事又は国土交通大臣は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた河道閉塞の形状、湛水位、降灰等の堆積の状況、地滑り地塊の移動の状況等、重大な土砂災害の発生の危険性の把握に資する情報を、都道府県知事にあっては関係する市町村長に、国土交通大臣にあっては関係する都道府県知事及び市町村長に対し、適時適切に提供するよう努める。

附　則

この告示は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十二号）の施行の日（平成二十三年五月一日）から施行する。

○国土交通省告示第四百四十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年四月二十八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	東北縦貫自動車道弘前線
供用開始の区間	佐野市黒袴町字金子七五七番から同市関川町字大芝原四十五番まで
供用開始の日時	平成二十三年四月二十八日　十五時

○海上保安庁告示第百一号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年四月二十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	クヅ瀬照射灯
位置	
所在地	山口県下関市（角島灯台）
北緯	三四―二一―〇九
東経	一三〇―五〇―二八
変更した事項	
位置	
所在地	山口県下関市（角島灯台）
北緯	三四―二一―〇九
東経	一三〇―五〇―二七
名称	九州電力苓北発電所専用港汎用岸壁灯台
位置	
所在地	熊本県天草郡苓北町（九州電力苓北発電所専用港汎用岸壁外端）
北緯	三二―二九―〇二
東経	一三〇―〇二―〇三
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで七・二メートル　平均水面上から灯火まで二三メートル
変更年月日	平成二十三年三月十日
記事	一時高さ変更中のところ位置、高さ変更のうえ復旧
名称	早瀬大橋橋梁灯（C一灯）
位置	
所在地	大柿港引島防波堤北灯台（広島県江田島市）の南南東方約二・六キロメートル
北緯	三四―〇九―一八
東経	一三二―二九―三一
変更した事項	
記事	広島県西部建設事務所管理
変更年月日	平成二十一年四月一日
名称	早瀬大橋橋梁灯（L一灯）
位置	
所在地	早瀬大橋橋梁灯（C一灯）の西南西方約七九メートル
北緯	三四―〇九―一八
東経	一三二―二九―二八
変更した事項	
記事	広島県西部建設事務所管理
変更年月日	平成二十一年四月一日
名称	早瀬大橋橋梁灯（R一灯）
位置	
所在地	早瀬大橋橋梁灯（C一灯）の東北東方約七六メートル
北緯	三四―〇九―一九
東経	一三二―二九―三四
変更した事項	
記事	広島県西部建設事務所管理
変更年月日	平成二十一年四月一日
名称	早瀬大橋橋梁灯（C二灯）
位置	
所在地	大柿港引島防波堤北灯台（広島県江田島市）の南南東方約二・六キロメートル
北緯	三四―〇九―一九
東経	一三二―二九―三一
変更した事項	
記事	広島県西部建設事務所管理
変更年月日	平成二十一年四月一日
名称	早瀬大橋橋梁灯（L二灯）
位置	
所在地	早瀬大橋橋梁灯（C二灯）の西南西方約七九メートル
北緯	三四―〇九―一八
東経	一三二―二九―二八
変更した事項	
記事	広島県西部建設事務所管理
変更年月日	平成二十一年四月一日
名称	早瀬大橋橋梁灯（R二灯）
位置	
所在地	早瀬大橋橋梁灯（C二灯）の東北東方約七六メートル
北緯	三四―〇九―一九
東経	一三二―二九―三四
変更した事項	
記事	広島県西部建設事務所管理
変更年月日	平成二十一年四月一日
名称	早瀬大橋橋梁灯（P一灯）
位置	
所在地	早瀬大橋橋梁灯（C一灯）の西南西方約一一〇メートル
北緯	三四―〇九―一七
東経	一三二―二九―二七
変更した事項	
記事	広島県西部建設事務所管理
変更年月日	平成二十一年四月一日
名称	早瀬大橋橋梁灯（P二灯）
位置	
所在地	早瀬大橋橋梁灯（C二灯）の西南西方約一一〇メートル
北緯	三四―〇九―一八
東経	一三二―二九―二六
変更した事項	
記事	広島県西部建設事務所管理
変更年月日	平成二十一年四月一日
名称	早瀬大橋橋梁灯（P三灯）
位置	
所在地	早瀬大橋橋梁灯（C二灯）の東北東方約七六メートル
北緯	三四―〇九―一九
東経	一三二―二九―三四
変更した事項	
記事	広島県西部建設事務所管理
変更年月日	平成二十一年四月一日
名称	早瀬大橋橋梁灯（C一灯）の東北東方約一〇〇メートル
位置	
所在地	早瀬大橋橋梁灯（C一灯）の東北東方約一〇〇メートル
北緯	三四―〇九―一九
東経	一三二―二九―三五
変更した事項	
記事	広島県西部建設事務所管理
変更年月日	平成二十一年四月一日